

都市再生整備計画(第6回変更)

富山市中心市街地地区(第4期)

富山県富山市

令和7年3月

事業名	確認
都市構造再編集集中支援事業	■
都市再生整備計画事業(社会資本整備総合交付金)	□
都市再生整備計画事業(防災・安全交付金)	□
まちなかウォークアブル推進事業	■

目標及び計画期間

都道府県名	富山県	市町村名	富山市	地区名	富山市中心市街地地区（第4期）	面積	571	ha
計画期間	令和3年度～令和7年度	交付期間	令和3年度～令和7年度					

目標 目標－1 “車がなくても移動しやすい街”の形成 目標－2 “人や文化、産業が交流する街”の形成 目標－3 “住みたい・住み続けたい街”の形成		
目標設定の根拠 都市全体の再編方針（都市機能の拡散防止のための公的不動産の活用を含む、当該都市全体の都市構造の再編を図るための方針）※都市構造再編集中支援事業の場合に記載すること。それ以外の場合は本欄を削除すること。 本格的な人口減少や高齢化、公共交通の衰退、都市の維持管理コストやCO2排出量の増大、激甚化する風水害など都市を取り巻く諸課題に対応が必要となる中、富山市は、鉄軌道をはじめとする公共交通のサービスレベルを高めることで活性化させ、公共交通沿線に居住、商業、文化等の都市の諸機能を集約させることで、車が自由に使えなくても日常生活に必要なサービスを楽しみ、経済的に効率的で環境にも高齢者や子育て世代にも優しい「コンパクトなまちづくり」を推進することで、持続可能な都市経営の実現を目指している。 加えて、富山市は平成17年4月に7つの市町村が合併してできた都市であり、市町村合併により増大した類似の公共施設や、学校跡地などの公的不動産を、公共施設の再編整備に関する基本方針に基づき適切に管理しながら、コンパクトなまちづくりを基本に統廃合を行っている。 令和2年3月には、路面電車が南北接続し、富山駅高架下において高速鉄道とLRTが立体で交差する世界でも類を見ない交通結節点が整備されたほか、中心市街地の再開発による「ガラス美術館」「図書館」等の整備がなされたところである。今後、も既存ストックの維持活用と、都市機能の集約を基本にしながら、さらなる産業の育成を図るとともに、居住、商業、教育、福祉、文化などバランスよく都市の総合力を高め、質の高い持続可能な都市への再編を図り、誰もが暮らしやすく、災害に強い市街地への再生を図ることを目標とする。		
まちづくりの経緯及び現況 本市は、モータリゼーションや商業施設、住宅、業務施設等の都市機能の郊外化（拡散）が進展した結果、中心市街地では定住人口の減少、昼間人口の減少、少子高齢化の進展などの人口問題、小売販売額及び小売店舗数の減少などの地域商業の問題、中心市街地の相対的なポテンシャル低下に伴う、公共交通の運行本数減少などの公共交通サービス水準の問題等が複合的に影響しあい、地域活力の低下に歯止めがかからない状態となった。 このような状況を受け、平成11年9月の「富山市中心市街地活性化基本計画」の策定をはじめとして、平成16年、平成21年、平成28年の「都市再生整備計画」の策定（第1期・2期・3期）、平成19年、平成24年、平成29年、令和4年の「中心市街地活性化基本計画」の認定（第1期（全国第一号認定）、2期・3期・4期）等による中心市街地の活性化のための総合的かつ一体的な取組みを行ってきた。中でも、総曲輪フェリオ（総曲輪通り南地区市街地再開発事業）やグランドプラザ等の開業による賑わい創出効果は、周辺地域において再開発の動きを活性化させるなど、沈滞傾向にあった中心市街地の活力の創出に大きく寄与している。また、「西町南地区市街地再開発事業」における「富山市ガラス美術館」、「富山市図書館本館」の整備により、中心市街地における更なる賑わいの向上や、来街者の増加が見込まれている。 併せて、TMOである㈱市民プラザを中心に中心市街地で様々なイベントやソフト的な取組みが実施されているなど、中心市街地の活性化に向け市民の積極的な参加の取組みが広がる動向もみられる。		
課題 ○来街者の増加 ・これまで続いてきた公共交通利用者数の減少に歯止めがかかる兆しが見えてきたが、本地区において「来街者の増加」は、依然として大きな課題である ・具体的には、以下のような課題が残されている ①公共交通の地区内における利便性向上 ②公共交通の地区外からのアクセス性向上 ③歩行者・自転車によるアクセス性・回遊性の向上 ○賑わいの維持・魅力創出 ・総曲輪フェリオやグランドプラザ、ガラス美術館等の整備によって、スポット的には賑わいが創出されたが、本地区全体では「賑わいの維持・魅力創出」は、依然として大きな課題である ・具体的には、以下のような課題が残されている ①賑わい拠点・文化資源の積極的な活用 ②観光・交流機能の強化 ○人口の定着化 ・これまで減少が続いてきた居住人口は、下げ止まりの兆しが見えてきたが、本地区において「人口の定着化」は、依然として大きな本地区の課題である ・具体的には、以下のような課題が残されている ①多様なニーズに対応できる住宅の整備促進 ②住民の憩いの場の拡充		
将来ビジョン（中長期） 【富山市総合計画】 ○都心整備の基本方針 ①賑わい拠点の創出 ②就業の場の維持・拡大 ③まちなか居住の推進 ④拠点とネットワーク ⑤公共交通の利便性の向上 ⑥水と緑の保全・活用 【富山市都市マスタープラン】 ○地域別構想（富山中央地域）：まちづくりの主要方針 ①富山駅周辺における交通結節機能の強化及び南北一体的なまちづくり ②中心商店街等における再開発の促進及び賑わいの拠点づくり ③公共交通の利便性や都市機能のストックを活かしたまちなか居住の推進 ④水と緑の資源を活かした潤いのある都心空間の形成 【富山市中心市街地活性化基本計画】 ○目標と施策の三本柱 ●公共交通の強化と魅力ある都市空間の創出 ～公共交通の利便性の向上、魅力ある都市空間の整備～ ●伝統と革新が融合した商業・賑わいの再生 ～質の高い文化等の享受と創造、まちの魅力による地域の活性化～ ●誰もが生き生きと暮らし活躍している選ばれるまち ～まちなか居住の推進～		

都市構造再編集集中支援事業の計画 ※都市構造再編集集中支援事業の場合に記載すること。それ以外の場合は本欄を削除すること。							
都市機能配置の考え方 ・郊外部については、公共交通のネットワークを活用しながら、郊外部でも生活水準やインフラを維持できるよう、「立地適正化計画」や「地域公共交通網形成計画」との連携・整合を図りながら、必要な都市機能の誘導や集積を進める。ただし、大型商業施設については認定中心市街地活性化基本計画に基づく立地規制を行っていく。 ・中心市街地は、本市が歴史的に広域圏の中心都市であった経緯から、鉄道駅やバスターミナルといった公共交通の結節機能、商店街や企業の支店等を中心とした経済機能、図書館、高校、市民ホール等の公共公益機能をもとより有しているところであるが、城址公園内の「富山市郷土博物館・佐藤記念美術館」等の観光交流機能や、旧図書館跡地等の活用による教育文化機能を充実させることで、都市機能と歴史・文化機能を合わせもつ市民が愛着と誇りをもてるような県都として再構築を図ることとする。 ・合併前の旧町村部における中心部を地域拠点として、各地域の特性を活かしながら、産業の活性化、雇用の確保により、日常生活を支えるサービス機能の充実、地域のソーシャルキャピタルの醸成を目指す。							
都市再生整備計画の目標を達成するうえで必要な誘導施設の考え方 ※誘導施設を整備する場合に記載すること。それ以外の場合は本欄を削除すること。 中心市街地に「中心拠点区域」を設定し、区域内にある旧図書館跡地等の低未利用地を活用し、教育・文化等の都市機能の移転・集積を前提とした施設を整備する。							
都市の再生のために必要となるその他の交付対象事業等 都市再生土地区画整理事業や都市・地域交通戦略事業の特例を受ける場合は当該事業の概要、位置づけを記載。							

目標を定量化する指標

指 標	単 位	定 義	目標と指標及び目標値の関連性	従前値	基準年度	目 標 値	
					令和元年度	21,200人/日 （約1割増）	令和7年度
路面電車の一日平均乗客数	人/日	路面電車の一日平均乗客数 （出典：富山地方鉄道）	路面電車の一日平均乗客数の増加を目指し、公共交通の利便性を向上させることにより、“車がなくても移動しやすい街”の形成を図る。	19,300人/日	令和元年度	21,200人/日 （約1割増）	令和7年度
中心商店街地区及び富山駅周辺の歩行者通行量	人/日	中心商店街地区及び富山駅周辺の計14地点の歩行者通行量（8時～19時・日曜日・年4回平均）（出典：富山市・富山商工会議所）	歩行者通行量の現状維持を目指し、賑わいを維持させることにより、“人や文化、産業が交流する街”の形成を図る。	59,000人/日	令和元年度	59,000人/日 （現状維持）	令和7年度
都心地区内の居住人口	人	都心地区の居住人口 （出典：住民基本台帳にもとづく「都市的指標調査」結果）	都心地区の居住人口の現状維持を目指し、人口を定着化させることにより、“住みたい・住み続けたい街”の形成を図る。	21,600人	令和元年度	21,600人 （現状維持）	令和7年度
公共交通沿線地区内の居住人口	%	公共交通沿線地区の居住人口 （出典：住民基本台帳にもとづく「都市的指標調査」結果）	公共交通沿線地区の居住人口の増加を目指し、人口を定着化させることにより、“住みたい・住み続けたい街”の形成を図る。	38.8%	令和元年度	42.0%	令和7年度
公共交通利用者の割合	%	公共交通1日平均利用者数の富山市人口当たりの割合 （出典：富山市）	公共交通利用者数割合の増加を目指し、公共交通の利便性を向上させることにより、“車がなくても移動しやすい街”の形成を図る。	15.7%	令和元年度	15.9%	令和7年度

計画区域の整備方針	方針に合致する主要な事業
【整備方針－1】交通環境の向上 ○公共交通へのアクセス性の向上 ・市内電車等の利用促進、地区内交通アクセスの向上などによる中心市街地の核(コア)部分へのアクセス性の向上等を図るため、都市計画道路等の整備を実施する。 ・鉄道を利用した中心市街地へのアクセス性を高めるため、富山駅と隣接するあいの風とやま鉄道呉羽駅の北口において駅前広場やアクセス道路等の整備を実施する。 ○公共交通の利便性の向上 ・交通結節機能を強化するため、富山駅北口駅前広場空間の良質な都市景観や、富山駅東口周辺の自由通路や自転車駐車場の整備を実施する。 ・鉄道利用者の快適な利用環境を創出するため、富山駅と隣接するあいの風とやま鉄道新富山口駅東口においてトイレの整備を実施する。 ○歩行者環境の向上 ・地区内で歩行者が安心して快適に歩けるウォーカブルな空間を形成するため、ベンチの整備を実施する。 ・富山駅北プールバール地区におけるまちなかウォーカブル推進事業と連携して、富山駅北側の利便性及び回遊性の向上を図る。	・「道路」基幹事業/(都)牛島本町線 ・「道路」基幹事業/市道高木10号線整備事業 ・「道路」基幹事業/富山駅東口周辺道路整備事業 ・「地域生活基盤施設」基幹事業/呉羽駅北口駅前広場整備事業 ・「地域生活基盤施設」基幹事業/呉羽駅北口自転車駐車場整備事業 ・「高質空間形成施設」基幹事業/富山駅北口駅前広場修景整備工事 ・「高質空間形成施設」基幹事業/新富山口駅東口駅前トイレ整備事業 ・「地域生活基盤施設」基幹事業/富山駅東西自由通路整備事業 ・提案事業「富山駅東口高架下自転車駐車場整備事業」 ・提案事業「富山駅東口周辺交通環境検討事業」 ・「高質空間形成施設」基幹事業/とほ活ベンチ整備事業 ・「地域生活基盤施設」基幹事業/親水広場再整備事業 ・「高質空間形成施設」基幹事業/道路空間の再整備 ・「滞在環境整備」基幹事業/社会実験の実施
【整備方針－2】地域資源を活かした賑わい拠点の創出 ○賑わい拠点の整備 ・中心市街地における再開発事業等により、スポット的な賑わい空間の拡充を、地域全体へと拡充を図る。 ○交流拠点の整備 ・地域住民の交流を促進し、富山駅利用者の利便性を高めるため、富山駅施設の整備を充実する。 ○賑わい空間の整備 ・地区内の広域的な賑わいを創出するため、観光案内板等の整備やバナーフラッグ・ポスターボード等の設置	・「市街地再開発事業」基幹事業/中央通りD北地区第一種市街地再開発事業 ・関連事業「(仮)くすり関連複合施設整備事業」 ・「高質空間形成施設」基幹事業/富山駅北口駅前広場修景等整備工事 ・提案事業「富山駅北口駅前広場周辺防犯カメラ設置事業」 【協定制度】グランドプラザ、総曲輪商店街における都市利便増進協定による賑わいの向上
【整備方針－3】多様なニーズに応える居住環境、都市構造の創造・誘導 ○多様なニーズに応える住宅ストックの形成 ・市民の多様なニーズに応えうる地区内での定住基盤を創出するため、住宅系再開発事業等を推進する。 ○多様なニーズに応える住宅供給の推進 ・地区内での定住促進を図るため、事業者や市民に対するソフト的な支援を実施する。 ○多様なニーズに応える都市構造の検討 ・空き地や空き家、市街地の低密度化、防災及び減災などの諸課題を解決するため、多様な居住ニーズ等のあり方を検討する。	・「市街地再開発事業」基幹事業/中央通りD北地区第一種市街地再開発事業 ・提案事業「まちなか居住推進事業」 ・提案事業「公共交通沿線居住推進事業」 ・提案事業「立地適正化計画防災指針作成業務」 ・提案事業「スマートシティの実現に向けた都市的指標調査業務」 ・提案事業「既成市街地におけるリノベーション検討事業」 ・提案事業「都市オープンデータ活用促進事業」

その他

【まちづくりの住民参加】

中心市街地の活性化に向け、TMOである㈱市民プラザとともに、様々な市民団体(左下参照)が活動している。また、現在、再開発構想(右下参照)が進んでいる。

【中心市街地において活動する主な市民団体】

- ・まちづくりフォーラムとや街つく
- ・越中大手市場実行委員会
- ・NPO法人まちなかライフスタイル研究会
- ・NPO法人富山観光創造会議
- ・価値創造プロジェクト(商工会議所内)

【現在施工中の再開発事業】

- 中央通りD北地区第一種市街地再開発事業
- ・商業施設、業務施設、共同住宅により定住促進、来街者の増加を図る。(令和9年完成予定)

【官民連携体制】

- 「㈱市民プラザ」との連携によるエリアマネジメントを推進し、まちなかの賑わい創出や質の向上を図る。
- 富山駅自由通路や駅前広場における賑わい創出の新たな拠点づくりにより、地域の商工業者や農林業者などのサービス提供の効率性や生産性の向上を図る(稼ぐ力)
- 地域の特性や資源を活かしたまちづくりを推進し、地域が主体となるまちづくり活動により、地域コミュニティの醸成や地域経済の活性化を図る。

【政策間連携体制】

- 部局横断的かつ包括的な体制により、健康・医療・福祉政策等と都市政策が連携した「歩きたくなるまちづくり施策」に取り組む。

【事業完了後の継続性、人材育成、維持管理費の低減】

- 【官民連携による新たな雇用や市場の創出】
 - ・地元の商店街や事業者との連携により、定期的なイベントを開催し、賑わいの創出、商業の活性化を推進することで、地域の商業施設等の積極的な利用を推進し、新たな雇用や市場の創出につなげる。
- 【新たな担い手の育成・コミュニティの醸成】
 - ・新たな都市再生推進法人の設立や、健康に対する意識やコミュニティへの参加意欲を高めるリーダーを育成する。
- 【適切な社会資本整備と効果的な施策による行政経費の抑制】
 - ・民間主体の再開発等により、まちなかへの居住の推進及び、地域の特性や資源を活かしたまちづくりの推進により、地価の上昇・維持や行政経費の低減を図る。
 - ・まちなかや駅前の広場における展示・イベント等による賑わい創出、公共交通の活性化により、外出機会を増加させることで、歩行数の増、医療費の抑制につなげる。

様式(1)-④-1

(金額の単位は百万円)

統合したB/Cを記入してください

5	0.0	400.6	...
	合計(A+B)	6,374.2	

[illegible]

様式(1)-④-3

(金額の単位は百万円)

...A

D...B

1,230.054.0

協定制度等の取り組み

官民連携によるエリアマネジメント方針等

事業 番号	事業	事業の目的/事業によって 解決される課題	事業期間	事業主体(占有主体)	活用する制度			
					道路占用許可特例 (都市再生特別措 置法第46条第10 項)	都市再生整備歩行 者経路協定(都市 再生特別措置法第 46条第12項)	都市利便増進協定 (都市再生特別措 置法第46条第13 項)	河川敷地占用許可 (河川敷地許可準 則第22)
1	●グランドプラザにおける都市利便増進協定による賑わいの向上 既に整備したグランドプラザに音響装置やミスト装置を設置し、魅力的な空間を演出することにより、新たなまちの賑わいを創出する。	装置設置により空間的な魅力を向上させることで、高質なイベント空間や快適な滞留空間を形成し、まちの賑わいを創出する。	R3～R8	株式会社市民プラザ (推進法人)			○	
2	●看板(バナーフラッグ)設置による魅力の向上や賑わいの創出 バナーフラッグを掲出し、その使用料によりイベントの開催や、歩行者空間の清掃、維持管理を行う。		R3～R8	協同組合 総曲輪通り商盛会	○			
3	●休憩施設の設置による賑わいの創出 休憩用ベンチを設置して適切に維持管理することにより、まちの賑わいを創出する。							
4								
5								
6								
7								
8								

制度別詳細1(道路占用に関する事項) 都市再生特別措置法46条10項

制度の活用計画				
占用対象施設			占用の場所	道路交通環境の維持 及び向上を図るための措置
道路 占用 許可 特例 対象 施設	1	看板(バナーフラッグ61箇所)	路線名:市道区画街路2809号線(総曲輪通り)	・アーケードの適切な維持管理や防犯カメラの設置、終日の照明点灯により、安心・安全な通りを実現する。 ・美化に務め、魅力ある歩行者空間を作る。 ・アーケード街を活用した地域活性化イベントを開催し、賑わいを創出する。
	2	休憩施設(ベンチ、いす 5箇所)		
	3			
	4			
	5			
	6			
	7			

制度別詳細1-1(道路占用に関する事項)

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図

路線名:市道区画道路第2809号線(総曲輪通り)

幅員:最大 11.0m 最小 6.0m 延長:264.0m



道路占用許可の特例を活用し、賑わいのあるまちづくり
を行う予定の区域

<凡例>

・道路占用許可特例の対象となる施設

1. 看板(バナーフラッグ)

2. 休憩施設(ベンチ、いす)



制度別詳細1-2-①(道路占用許可に関する事項)

制度別詳細【道路占用許可基準の特例: 広告板、購買施設、休憩施設】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

1. 看板(バナーフラッグ)

2. 休憩施設(ベンチ、いす)

富山市総曲輪三丁目地内
路線名: 市道区画街路2809号線

※写真はバナーフラッグ等を設置した際のイメージ



<凡例>

道路占用許可の特例を活用する予定の区域

柱

バナーフラッグ 61箇所

休憩施設 5箇所

店舗	店舗	店舗	店舗
店舗	店舗	店舗	店舗

総曲輪通り
歩行者用道路(11-22時)

休憩施設は、歩行者の邪魔にならないように設置する。

制度別詳細4(都市利便増進協定に関する事項)都市再生特別措置法第46条第13項

[illegible]

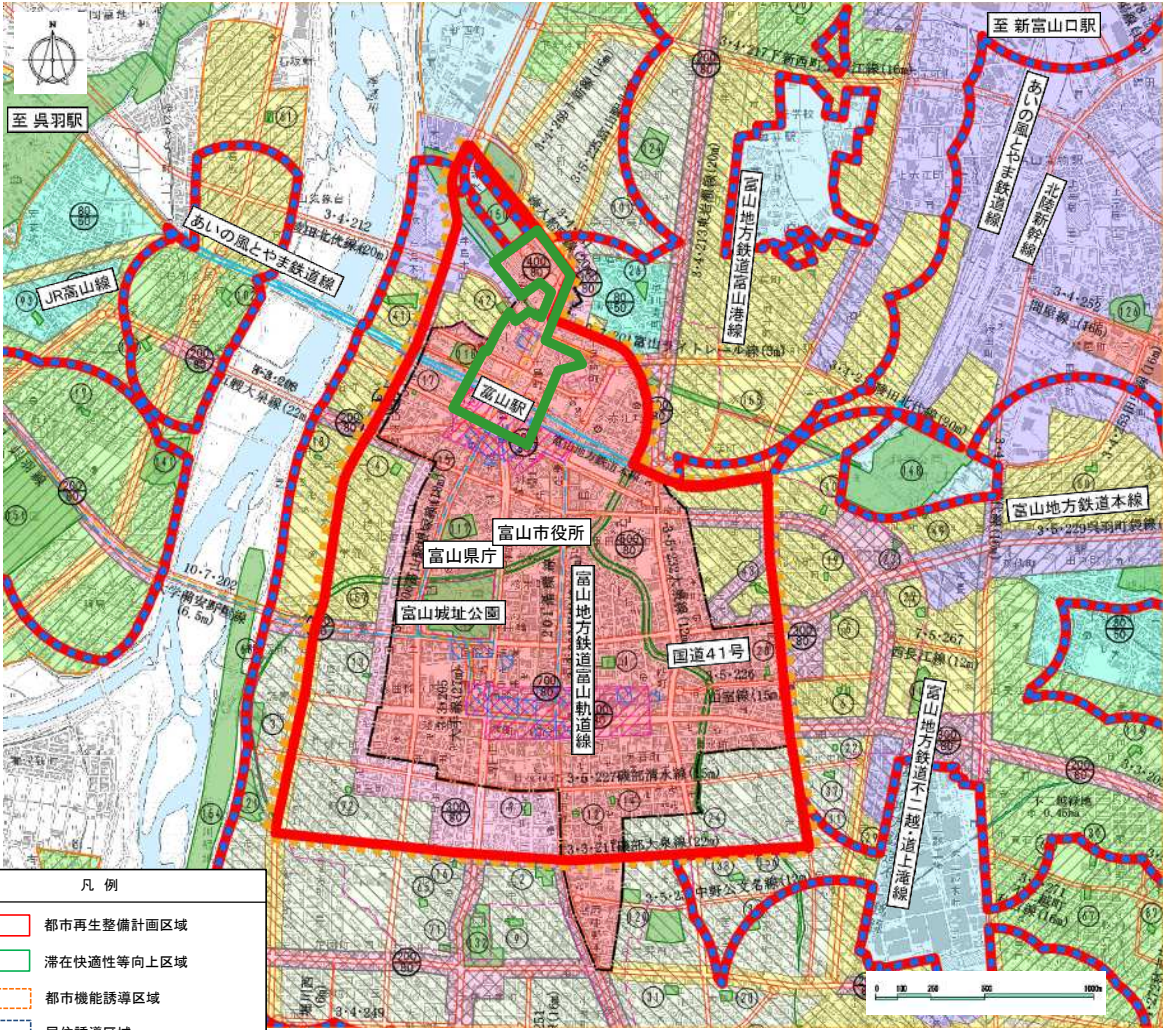
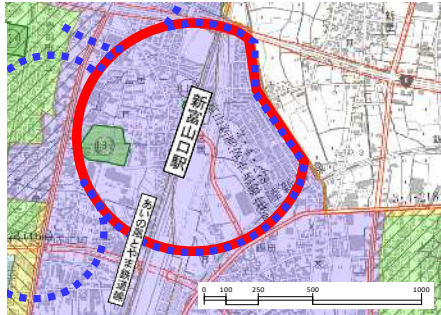
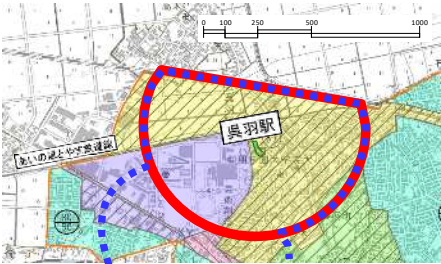
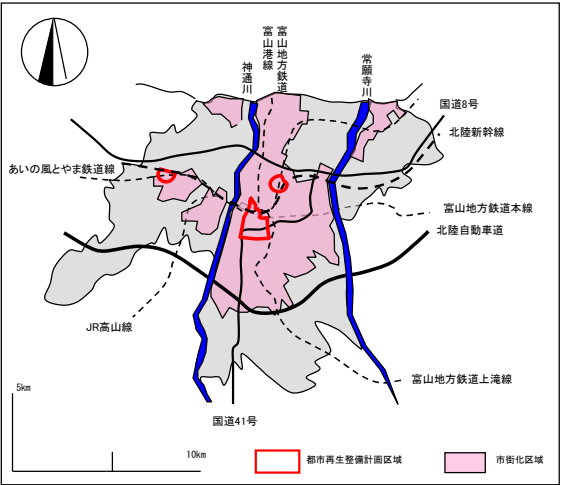
制度別詳細【都市利便増進協定】

音



都市利便施設の一体的な整備又は管理が必要と認められる区域
(約0.14ha)

とやましちゅうしんしがいちちくだいきとやまけんとやまし 富山市中心市街地地区(第4期)(富山県富山市)	面積	571 ha	区域	別添資料のとおり
--	----	--------	----	----------



- 凡 例
- 都市再生整備計画区域
 - 滞在快適性等向上区域
 - 都市機能誘導区域
 - 居住誘導区域

計 画 区 域

富山市相生町、赤江町、旭町、安住町、愛宕町1丁目、愛宕町2丁目、荒町、石倉町、泉町1丁目、泉町2丁目、一番町、今木町、牛島新町、牛島町、牛島本町1丁目、内幸町、梅沢町1丁目、越前町、蛭町、大泉町3丁目、太田口通り1丁目、太田口通り2丁目、太田口通り3丁目、大手町、上本町、北新町1丁目、北新町2丁目、小島町、五番町、桜木町、桜橋通り、桜町1丁目、桜町2丁目、山王町、三番町、七軒町、芝園町2丁目、清水町1丁目、清水町2丁目、清水町3丁目、清水町4丁目、清水町5丁目、清水町6丁目、清水町7丁目、清水町8丁目、清水町9丁目、白銀町、新川原町、新桜町、神通本町1丁目、神通本町2丁目、新総曲輪、新富町1丁目、新富町2丁目、砂町、諏訪川原1丁目、諏訪川原2丁目、諏訪川原3丁目、千石町1丁目、千石町2丁目、千石町3丁目、千石町4丁目、千石町5丁目、総曲輪1丁目、総曲輪2丁目、総曲輪3丁目、総曲輪4丁目、宝町1丁目、宝町2丁目、辰巳町1丁目、辰巳町2丁目、千歳町1丁目、千歳町2丁目、千歳町3丁目、中央通り1丁目、中央通り2丁目、中央通り3丁目、堤町通り1丁目、堤町通り2丁目、土居原町、常盤町、豊川町、中野新町1丁目、西山王町、西四十物町、西田地方町1丁目、西町、八人町、旅籠町、東田地方町1丁目、東田地方町2丁目、日之出町、平吹町、舟橋北町、舟橋南町、古鍛冶町、星井町1丁目、星井町2丁目、堀端町、本町、本丸、丸の内1丁目、丸の内2丁目、丸の内3丁目、南新町、南田町1丁目、南田町2丁目、向川原町、室町通り1丁目、室町通り2丁目、桃井町1丁目、桃井町2丁目、安田町、柳町1丁目、柳町2丁目、柳町3丁目、柳町4丁目、弥生町1丁目、弥生町2丁目、下富居の全部

及び磯部町1丁目、磯部町2丁目、磯部町3丁目、磯部町4丁目、稻荷町1丁目、梅沢町2丁目、梅沢町3丁目、於保多町、奥田新町、雄山町、鹿島町1丁目、鹿島町2丁目、木場町、芝園町1丁目、長柄町1丁目、長柄町2丁目、長柄町3丁目、西田地方町2丁目、東町1丁目、東町2丁目、東町3丁目、星井町3丁目、湊入船町、明輪町、安野屋町2丁目、高木、高木西、呉羽町西、呉羽町、呉羽町北、鍋田、千成町、中富居新町、下赤江町1丁目、下富居2丁目、下富居1丁目、豊田町2丁目、豊田本町3丁目、豊田の各一部